

第4回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月28日 午後3時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場
- 3 出席委員 10名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	2番	田中春男
推進委員	3番	小笠秀哉	推進委員	4番	興梶千恵美
推進委員	5番	畦池港	推進委員	6番	小貫峰重
推進委員	7番	渡邊巳鶴	推進委員	8番	木村俊一
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事内容
 - 議案第20号 農地法第5条の許可について
 - 議案第21号 農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第22号 非農地証明の承認について

事務局長	ただ今から第4回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に4番と5番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第20号農地法第5条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第20号について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
太田委員	8月21日に聞き取りを行っております。この案件については前から進んでいたものになります。渡人は以前町内に住んでおりましたが、現在は熊本市に住んでおります。申請の経緯ですが、受人家族が両親と子どもがいるということで家の増改築を検討したようですが、現在の住居が土砂災害の危険区域ということで増改築ができないということで、新たに建築することになりました。申請地については、年に1回私が草切りを行っておりますが、土地が浅いため耕作には向いておりません。農振区域からからも除外されておりますので、特に問題ないかと思われまのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手により議案第20号について承認とします。 続きまして議案第21号農用地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	1番と2番の案件については関連性があるため、合わせて説明いたします。 (議案第15号1番と2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
木村委員	さきほど事務局から説明がありましたが、2つの案件の受人が同じであり、26日に受人から状況を聞いております。受人については畜産農家であり、現在は親と世帯が別であります。増頭のため前から場所探しは行っていたようで

	<p>あります。畜産ということで周辺に匂いで迷惑をかけたくないため、人家のない場所をさがした結果、今回の場所に決まったようです。牛舎については来月の案件となっておりますが、今回の案件は飼料作のための畑となっております。</p> <p>特に問題ないかと思われまますのでよろしくをお願いします。</p>
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
米倉委員	受人については9区在住ということ私もよく知っております。現在鞍岡の農地も荒れてきておりますので、受人のような若手に頑張ってもらいたいと思います。
渡邊(恵)委員	私も同じ畜産農家であり、場所を探していた際に受人と一緒に様々な場所をまわりました。受人の住居周辺の地区では土地がないため増頭は厳しい状況にあり、今回の申請地が候補にあがったところです。同じ畜産農家として若手に頑張ってもらいたいと思っております。
議長	ほかにはないでしょうか。
畦池委員	受人は何歳でしょうか。
事務局	現在40歳です。
議長	ほかにはないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第22号非農地証明の許可についての1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第22号1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
飯干(豊)委員	<p>26日に申請人から聞き取りを行っております。申請地については申請人が生まれる前から道路として利用されており、昔は荒谷地区への道として利用されていたようです。現在も道路として利用されております。</p> <p>特に問題ないかと思われまますのでよろしくをお願いいたします。</p>
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第22号2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第22号2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
木村委員	<p>申請人は地元の方となっております。申請地については写真のとおり杉が植わっております。数十年経っておりますし、今後農地として利用するのは困難だと思っておりますので特に問題ないかと思っております。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
飯干(浩)委員	<p>写真を見る限り杉が植わっており30年以上経っているものと思われまます。クヌギ等ならわかりますが杉は昔故意的に植えたものだと思います。本来であれば昔植林する段階で転用申請が必要だったと思います。今回の案件の植林は何十年前のことですのである程度しょうがないと思いますが、故意的に植えたということもあるので、例えば顛末書を出してもらおうというのはできないのでしょうか。今回のような案件が通るのであれば、今後農地に杉を植え数十年後に非農地証明を出せばよいということになってしまおうと思います。私が農業委員を務めている間に今回のような案件はみたことがありません。私の地区でも無断で植林しているケースがありましたので伐採してもらっております。今回の案件については納得がいけないので賛成しかねるのですが。</p>
事務局	非農地証明の条件として多々ありますが、今回は議案書の申請事由にあります「耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整

	備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地で、かつ山林の様相を呈している」という条件にのっとって申請されたものであるため今回の議案として挙げさせてもらいました。
太田委員	飯干(浩)委員の意見はもっともだと思いますが、事務局からありましたが、非農地証明の条件を満たしている以上、委員会として却下する根拠がないかと思えます。却下するには明確な根拠が必要になるかと思えます。
飯干(浩)委員	非農地条件は満たしているのかもしれませんが、今回のような案件を許可してしまつたら、今後農地に無断で植林して後から非農地証明でよいということになります。実際町内には今回のような農地に植林をしているケースが多々あるものと認識しております。許可なしにかつてに植林するのがどうなのかということです。耕作放棄地が増えていくなかで、管理しきれない農地については植林したいと思う気持ちはわからないでもないですが、それであれば4条申請を挙げるべきだと思います。
事務局	有休農地についていえば一昨年に町内全域の調査を行っており、法律に従い毎年所有者に調査を行っております。その際に植林をしていることがわかる場合もあり、あからさまな場合は4条追認の申請をしてもらおうかと思っております。
事務局長	非農地の手続きとしては4条追認か非農地証明かになりますが、今回は条件に適合しているため、事務局で判断して非農地証明での挙げさせていただいたところです。
小貫委員	申請人は非農地証明で山林になったとして何か考えているのでしょうか。わざわざ非農地を出すということは何かしら目的があるのかと思えます。
事務局	目的については聞いておりません。
小貫委員	今回委員会を承認とならなかつた場合はどうなるのでしょうか。
事務局	来月の委員会で再協議になるかと思えます。
飯干(浩)委員	違法行為であるため4条追認申請で上げてもらうか、非農地証明で承認する場合は委員会として指導しましたということで木を切ってもらなり顛末書を本人に書いてもらうなりするべきだと思います。
事務局長	非農地証明の考え方については委員会として一度整理する必要があるかと思えます。事務局内で一度整理し今後の委員会で考え方の共有を行いたいと思えますが、今回は飯干(浩)委員が言われた顛末書を書いてもらうというのはいかがでしょうか。
飯干(浩)委員	少なくともそれくらいはしてもらべきかと思えます。
議長	ほかにないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思えます。今回の案件については顛末書を本人に書いてもらうということで事務局のほうはお願いいたします。それでは賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第4回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____